

第3章 基本的な政策目標と基本理念

1. 基本的な政策目標

～生き生きとした長寿社会づくり～

高齢化の進展、それに伴う認知症の人の増加、地域や家族の絆の希薄化が進む中、高齢者の尊厳が守られ、できる限り住み慣れた地域において、健康で生きがいのある人生を送れるための環境づくりを一層推進しなければなりません。

一方で、社会全体で介護を支える仕組みとして創設された介護保険制度は20年が経過し、介護問題は大きな前進をみせ、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展してきましたが、高齢者の増加に伴い、介護サービスの質の向上や在宅ケアの推進、更には介護保険制度の安定した運営など多くの課題があります。

今後、団塊の世代の75歳到達などにより、更に高齢化が進み介護サービス利用者の増加が予測されることから、高齢者の健康づくりと、たとえ介護が必要となつても住み慣れた地域や自宅で、その人らしい生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めることが重要となります。

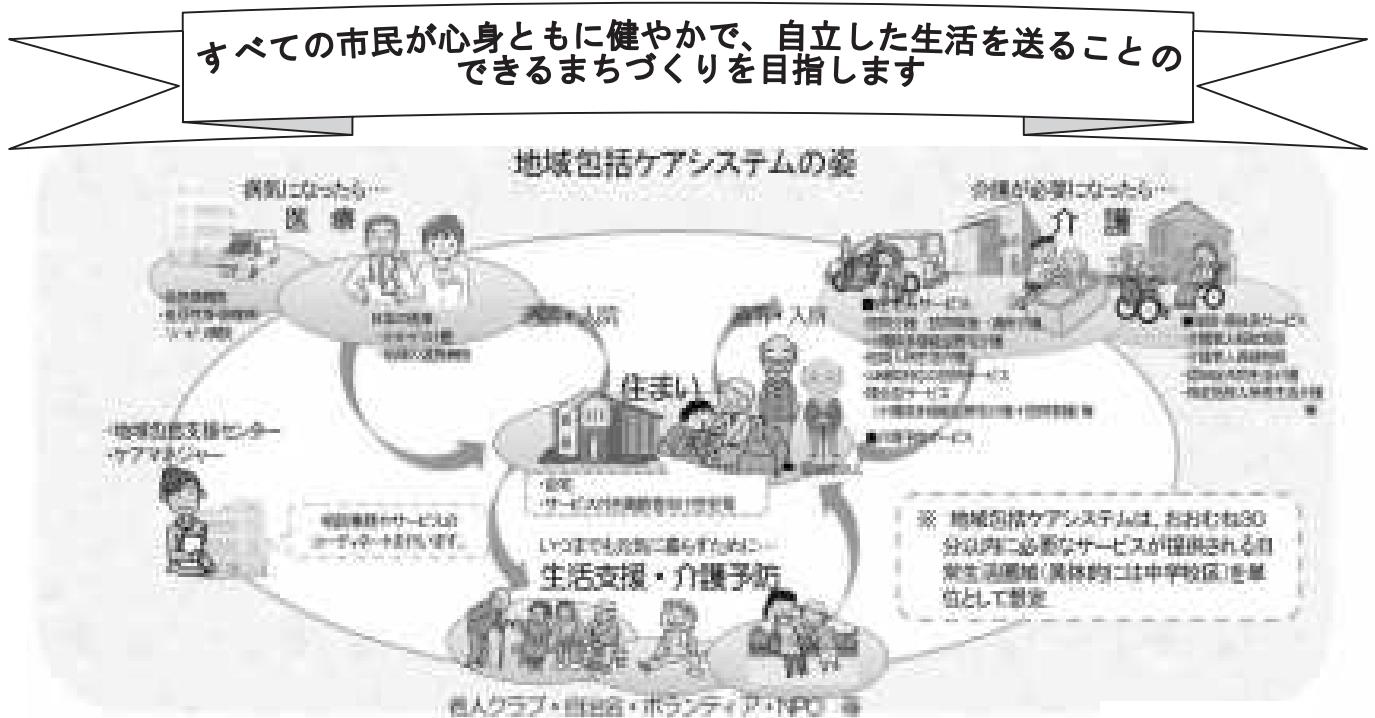
加えて、高齢者のみならず、市民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現を図っていくことが必要となってきます。

更に、令和元年度末から日常の景色を一変させた新型コロナウイルス感染症について、感染拡大防止のための「新しい生活様式」を継続し、感染による重症化リスクが高い高齢者を守るために最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、今後も必要なサービスを提供する体制や、地域の安定した生活基盤を構築する必要があります。

また、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、国においては「SDGs実施指針改定版（令和元年12月20日）」を定めており、地方自治体においても、様々な計画にSDGsの要素を反映することが期待されています。

本市は、令和元年に内閣府の「SDGs未来都市」に選定されており、本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、多様な主体による「パートナーシップ」によって、「すべての人に健康と福祉を」の目標に沿った、持続可能な高齢者福祉施策と介護保険事業を推進する必要があります。

このような経緯や背景を踏まえ、本計画では、市民一人ひとりの健康管理意識を高め、自らの健康・生きがいづくりに積極的に取り組む環境づくりを進めるとともに、行政や市民、様々な団体・グループなどが連携し、人・もの・風土など、それぞれの地域の特性を生かした生活環境の整備を進めることによる「生き生きとした長寿社会づくり」を基本的な政策目標とします。



出典：厚生労働省

SDGsのゴール



2. 基本理念

(1) 健康と生きがいづくりの推進

市民一人ひとりが、生涯を通して住み慣れた地域で、心豊かに生き生きと暮らせるためには、生きがいを持ち、心身の健康を保持することが大切であり、特に高齢期においては、自らが健康的な生活習慣を維持し、できる限り介護状態にならずに健やかで自立した生活を送ることができるよう「健康寿命」を延伸することが重要です。

そのため、できるだけ早期から「自分の健康は自ら守り、作っていく」という意識の高揚を図るとともに、それぞれの健康づくりの取組を支援していきます。

(2) 尊厳の確保と自立した生活の実現

高齢者が地域や家庭において、これまでの人生の中で培われてきた経験や能力などが尊重され、人間としての誇りや尊厳が保たれながら心豊かに暮らし続けられるよう、生活基盤の環境づくりに努めます。

また、介護を要する状態になっても、社会的に自立した生活を営むことができるよう、介護サービス基盤の整備や生活支援施策の充実を図ります。

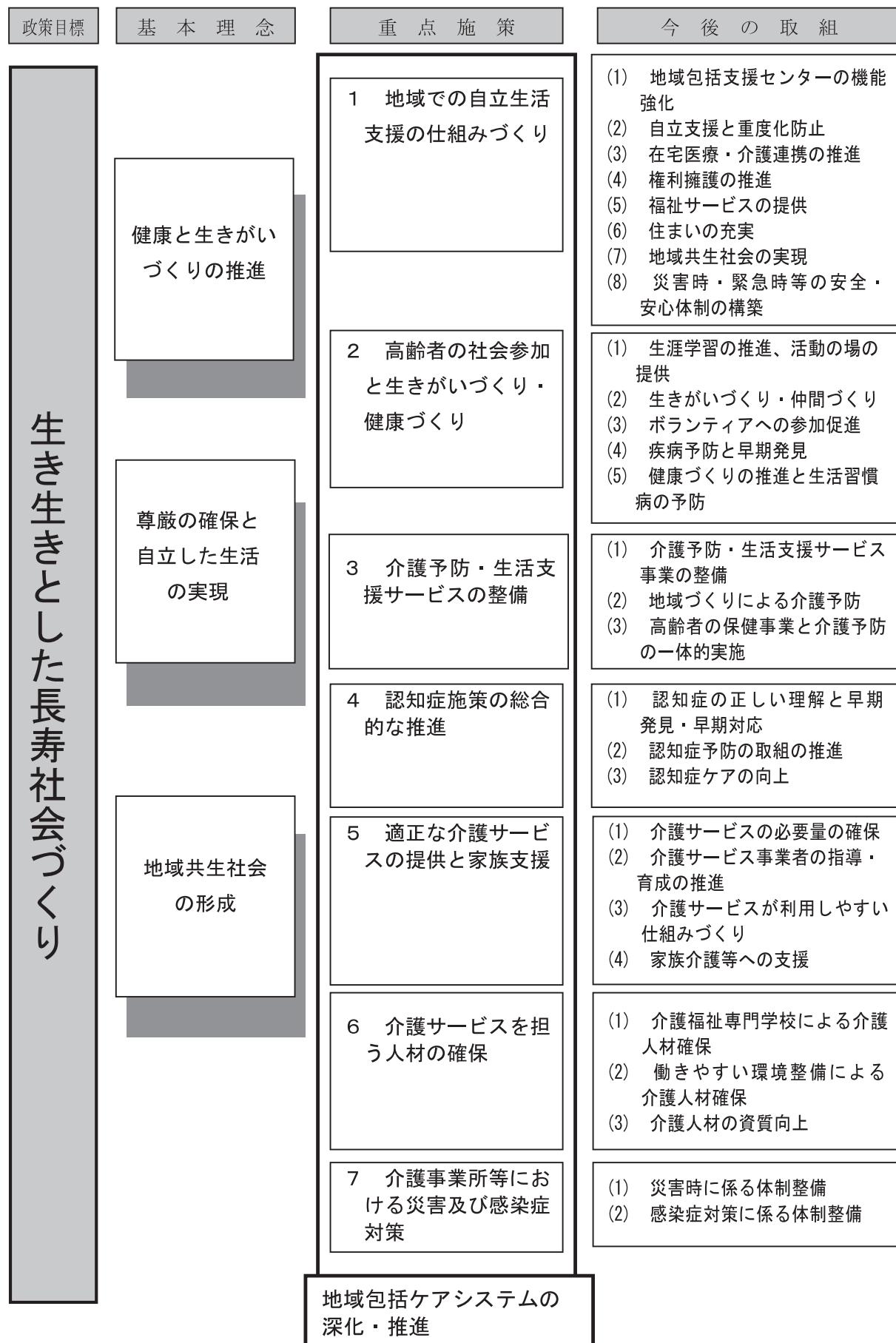
更に、認知症になったとしても、尊厳を持って住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民全体が認知症について正しく理解し、認知症高齢者を地域全体で見守り、支援する体制整備に取り組みます。

(3) 地域共生社会の形成

高齢者の自立支援を通じて、自助努力を進めるとともに、平成30年度に策定した「誰もが住み慣れた地域で役割を持って生きいきと暮らし続けられるまちを目指して～ひとりぼっちをつくらない、ともに支えあうまちづくり～」を基本理念とする「舞鶴市第4期地域福祉計画」を基本に、家族、自治会等の地縁型組織はもちろん、NPOやボランティアなどの市民活動団体とともに、介護サービス事業所や医療機関、行政、更には企業等が、それぞれ役割を担い、その持っている知恵や力、資源を持ち寄りながら、互助・共助による地域での支援体制の確立を図ります。

また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、市民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備について検討を進めています。

3. 施策の体系



4. 重点施策の方向

1 地域での自立生活支援の仕組みづくり

(1) 地域包括支援センターの機能強化

多くの高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）を推進するため、7つの日常生活圏域に地域包括支援センターを設置しています。

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、市単位や圏域毎に地域ケア会議を開催し、地域課題や有効な支援策について、検討していきます。また、地域包括支援センター運営方針に基づき、適切、公正かつ中立な運営を確保するため、事業評価を実施し、機能強化を図ります。

【主な事業・取組】

地域包括支援センターの設置運営、地域ケア会議の推進

(2) 自立支援と重度化防止

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることや、要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

このため、住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職をはじめとする多職種との連携など、自立支援・重度化防止に向けた取組を行います。

【主な事業・取組】

ケアマネジメント支援会議、介護予防評価分析事業

(3) 在宅医療・介護連携の推進

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、入退院支援、日常の療養支援、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護に関わる関係者間の連携を推進し、

切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に努めます。また、在宅医療・介護連携に関する市民の理解が促進されるよう普及・啓発にも取り組みます。

【主な事業・取組】

地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出、在宅医療・介護連携ネットワークの構築、在宅医療・介護連携に係る研修・普及啓発

(4) 権利擁護の推進

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加とともに、高齢者虐待や悪質商法などによる権利侵害を受ける高齢者が増加しています。

このため、警察署や消費生活センター等との連携を密にし、地域包括支援センターを中心に、地域住民や関係機関等への虐待防止・詐欺被害防止に関する制度等の周知・啓発を行い、問題の早期発見・早期対応に取り組みます。

また、舞鶴市成年後見支援センターや舞鶴市社会福祉協議会等との連携により、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及・啓発を行うなど、高齢者の権利擁護体制の推進に取り組みます。

【主な事業・取組】

舞鶴市成年後見支援センター事業、成年後見制度利用援助事業、福祉サービス利用援助事業、権利擁護相談

(5) 福祉サービスの提供

在宅で自立した生活を続けるためには、介護サービスだけにとどまらず、生活全般に渡る支援も必要となってきます。

このため、高齢者の状態やニーズを的確に捉え、適切な生活支援サービスを提供していきます。

【主な事業・取組】

軽度生活援助事業、安心生活支援システム整備事業、老人日常生活用具貸与・給付事業

(6) 住まいの充実

住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、高齢者に配慮した多様な居住環境の整備・促進に努めます。

【主な事業・取組】

養護老人ホーム、ケアハウス（軽費老人ホーム）、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、その他の住まい

(7) 地域共生社会の実現

地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備について検討していきます。

【主な事業・取組】

重層的支援体制の整備

(8) 災害時・緊急時等の安全・安心体制の構築

台風など災害が発生した際に、一人暮らし高齢者等、避難情報を確認したり、要介護状態等により自力で避難したりすることが困難な人に対しては、身近な人の協力や地域住民の支援が必要となります。

このため、災害時に援護が必要な人（避難行動要支援者）一人ひとりに対し、誰がどのようにして避難等の支援をするのか、あらかじめ定めておく「個別支援計画」の作成を関係機関と連携して進めています。

また、火災の発生や急な身体状態の悪化等の際にも、一人暮らし高齢者等が孤立することなく安全・安心な対応が受けられるよう、セーフティネットの構築も引き続き進めています。

【主な事業・取組】

災害時要援護者支援対策事業・個別支援計画作成の推進、日常生活の安全・安心体制の充実、中丹ふるさとを守る絆ネット（見守り活動）推進事業

2 高齢者の社会参加と生きがいづくり・健康づくり

(1) 生涯学習の推進と活動の場の提供

高齢者が幅広い趣味や生きがいを持ち、心豊かに毎日を過ごすためには、学習の場とそこで得た知識や技術の活用の機会が必要です。

そのため、学習の場として、各地域の公民館等で開催される講座をはじめ、多種多様な生涯学習の機会と生涯にわたり自己研鑽ができるような講座の検討を進めるとともに、既存の講座についても、内容や実施方法などの充実を図ります。

また、高齢者の生きがいづくり、社会参加の観点から就業機会の確保に努めます。

【主な事業・取組】

多世代交流施設・公民館・加佐地域福祉センターの運営、シルバー人材センターへの支援

(2) 生きがいづくり・仲間づくり

高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験や知識、技術を活かし、地域のリーダーとして活躍できる機会を提供することが大切です。

そのため、文化・スポーツ・レクリエーション活動など、活動や発表の場づくりを促進し、生きがいづくり・仲間づくりを支援していきます。

また、高齢者の健康の増進及び社会参加の促進を図ることを目的として、外出の機会が増えるよう支援していきます。

【主な事業・取組】

地域老人健康生きがい対策事業、老人クラブ活動助成事業、地域ふれあい交流活動助成事業、高齢者外出支援事業

(3) ボランティアへの参加促進

高齢者の多様化するニーズや複雑化する課題に対応していくためには、公的な支援のみならず、地域住民による福祉活動やボランティア活動の支援が効果的です。

そのため、高齢者自身が自らの豊富な人生経験と知識、余力を生かし、それが住んでいる地域の自治会活動やボランティア活動に積極的に参加していくよう、

舞鶴市ボランティアセンター（舞鶴市社会福祉協議会内）と連携し、これらの活動を活性化します。

【主な事業・取組】

ボランティア活動の推進・舞鶴市ボランティアセンターとの連携

(4) 疾病予防と早期発見

一人ひとりが健康で生き生きとした生活を送るためには、壮年期からの健康管理が重要であり、職場や地域でのがん検診や歯周疾患検診、特定健康診査等の定期的な受診により健康状態の確認を行い、疾病の予防や早期発見に努めることが大切になります。

そのため、各種検診等の更なる受診者数の増加につながるよう、受診しやすい健診体制の整備や普及啓発に努めるとともに、生活習慣病のリスクの高い人への特定保健指導を実施することで、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少を目指します。

特に、後期高齢者については、複数の慢性疾患の合併や筋肉量の低下や認知機能障害などいわゆる「老年症候群」など健康上の不安が大きくなります。こうした不安を取り除き、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、高齢者の特性を踏まえた健康支援や健康相談を行います。

【主な事業・取組】

がん検診、歯周疾患検診等、舞鶴市国民健康保険加入者の特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療制度加入者の健康診査・歯科健康診査

(5) 健康づくりの推進と生活習慣病の予防

生涯を通じた健康づくりには、早期から心身にわたる健康増進に取り組むことや、糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化予防を図ることが大切となります。

そのため、健康づくりに関する正しい情報が、健康に関心のない方も含めて広く届くよう、保健センター等による健康教育や健康相談に加えて、より身近な人から健康情報が得られる仕組みを作り、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

また、仲間と励まし合い、楽しみながら運動を習慣づける仕組みづくりや、健康食が提供できる環境づくりなど、健康づくりを支える地域づくりを、市民や関係機関と協働で進めることで、生活習慣改善に向けた意識の醸成と行動変容を図り、健康寿命の延伸を目指します。

更に、これまでの取組を踏まえ、働きざかり世代や健康に関心の低い人も含めた多くの市民が健康になれるよう、本市と民間企業、団体等が、市民の健康課題を共有し、同じ方向性で市民の健康づくりに一体的に取り組む「まいづる健やかプロジェクト」を推進します。

【主な事業・取組】

ウォーキング事業、健康食の普及、健康教育・健康相談、訪問指導、健康情報の普及啓発

3 介護予防・生活支援サービスの整備

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の整備

地域の実情に応じた、多様な主体の参画や多様なサービスの充実により、要支援者等に対する効果的効率的な支援を目指すものとして、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

日常生活上の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体により、既存の資源の活用も含め、多様な生活支援・介護予防サービスの整備を進めています。

【主な事業・取組】

訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、生活支援体制整備事業、介護予防ケアマネジメント

(2) 地域づくりによる介護予防

高齢者が要介護状態等となることの予防又は軽減若しくは悪化の防止の推進にあたっては、機能回復訓練等の心身機能の改善へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上を目指すことが大切です。

そのためには、住民が自ら継続して、介護予防に取り組める環境づくりが必要です。地域それぞれの暮らし方や特性に合わせた多様な介護予防事業を行います。

コロナ禍においても、閉じこもりや社会的交流の減少による生活機能の低下を最低限に抑えるため、体調確認、換気の実施、距離の確保など感染予防の対策を講じた上で介護予防に取り組めるよう支援します。

【主な事業・取組】

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、運動指導員派遣事業「サロン de すとれっち」、いきがいディサービス事業、地域リハビリテーション活動支援事業、口腔機能向上介護予防普及啓発事業、栄養介護予防普及啓発事業

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

後期高齢者は、複数の慢性疾患を保有し、フレイルなどを要因とする老年症候群の症状が混在する傾向にあり、要介護認定を受ける割合も高くなっています。高齢者が、高血圧症や糖尿病等の持病のコントロールとフレイル予防のための生活習慣を定着でき、人生の最後まで自分らしく生き生きとした暮らしを継続できるよう、京都府後期高齢者医療広域連合等と連携し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

【主な事業・取組】

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

4 認知症施策の総合的な推進

(1) 認知症の正しい理解と早期発見・早期対応

要介護認定者の約6割が、中・重度の認知症高齢者という状況にあり、認知症高齢者の支援体制の充実や認知症予防への取組は大変重要な課題となっています。本人・家族はもとより、地域住民が認知症に対して正しく理解し、地域で受け入れ、認知症の人もそうでない人もともに暮らしやすい地域づくりを進めていくことが必要です。令和元年6月に、国において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に沿って、教育や地域づくり、雇用等の他分野との連携を図るなど総合的な取組を進めています。

また、適切な支援を受けずに地域から孤立し、症状が悪化することを防ぐため、できるだけ初期の段階で、本人や家族の不安に対応し、適切なケアにつなげられるよう認知症ケアパスの活用や認知症対応型カフェ、認知症初期集中支援チームの派遣などで、早期発見・早期対応を図り、初期の段階から切れ目のない支援体制を構築していきます。

【主な事業・取組】

認知症サポーター養成講座等の開催・認知症ケアパスの普及、認知症初期集中支援チーム派遣事業

(2) 認知症予防の取組の推進

市民に認知症について正しく知る機会を広く提供し、各々が認知症予防に取り組めるよう支援します。また、認知症の「予防」を目的に、市民自らが認知症を予防するための生活習慣を身に付け、グループ活動を通して、楽しく自主的に実践する取組を推進していきます。

(ここでいう「予防」は「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。)

【主な事業・取組】

認知症予防プログラム実践事業

(3) 認知症ケアの向上

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症になっても、安心して地域で暮らし続けることができるよう、本人・家族の思いや視点を重視・尊重した認知症ケアが重要です。認知症地域支援推進員を中心に、認知症疾患医療センターや専門病院の協力のもと、認知症医療連携実務担当者会議を開催し、事例検討や研修を通じて、関係者の認知症に関する知識や介護技術の向上を図ります。

また、徘徊による行方不明を未然に防止し、早期発見と保護のための体制を強化します。

【主な事業・取組】

初期認知症対応型カフェ推進事業、認知症医療連携実務担当者会議、
認知症高齢者等徘徊対策事業

5 適正な介護サービスの提供と家族支援

(1) 介護サービスの必要量の確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、訪問介護や通所介護などの在宅サービスや施設サービスの充実が重要です。

そのため、住み慣れた地域において生活を支えることができるよう、地域密着型サービスの基盤整備を進めるとともに、介護のための離職を防止するため、地域医療ビジョンとの整合性を図りながら、必要量の確保に努めています。

【主な事業・取組】

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス

(2) 介護サービス事業者の指導・育成の推進

多種多様なサービス事業者が参入する中、保険者として利用者の保護や良質なサービス提供を図る必要があります。

そのため、京都府と連携しながら、サービス事業者の指導・監督・育成を行い、サービスの質の確保・向上を図るとともに、従事者に対しても日々の研鑽と技術の習得を図り、介護技術・理論など専門的な資質の向上に取り組みます。

【主な事業・取組】

介護職員、ケアマネジャー等資質向上事業、介護サービス事業者の指導・監査

(3) 介護サービスが利用しやすい仕組みづくり

介護保険制度は、利用者と事業者との契約によってサービスを利用する制度であり、介護サービスを知り、適切に選択できる環境づくりが重要です。

そのため、利用者の立場に立ったわかりやすい情報提供を工夫するとともに、利用者がニーズに合った事業所を選択できるよう、サービス事業者に情報提供の充実や、第三者評価等の定期的な実施を働きかけ、要介護認定審査の適正化やケアプランチェックなどにより、利用者自身にとって適切なサービスが提供されるよう取り組みます。

更に、サービスの利用を支援するため、身近なところで気軽に利用者からの声を聞き、伝え、解決できる、相談機関の充実とPRを行い、利用者の声をサービス向上への意見として受け止め、各事業者がサービス内容の改善に取り組めるような体制づくりに取り組みます。

【主な事業・取組】

介護サービス事業者等の情報提供の充実、介護サービス相談員派遣事業、介護給付適正化事業、多職種によるケアプラン検証、介護サービス相談・苦情対応

(4) 家族介護等への支援

介護保険制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族の負担も軽減された面はありますが、多くの家族は心理的な負担や孤立感を感じ、特に認知症の人を介護している場合は、負担感が強い傾向があります。精神的な負担を軽減し、介護疲れやストレスが軽減できるよう、交流会等の充実を図ります。

また、要介護状態等にある家族を介護するための離職を防止するため、労働施策部門との連携など、家族等に対する相談支援体制の充実を図ります。

更に、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、様々な課題を抱える介護者に対する相談支援体制の充実に努めます。

【主な事業・取組】

相談支援体制の充実・認知症介護家族のつどい、介護用品支給事業

6 介護サービスを担う人材の確保

(1) 介護福祉専門学校による介護人材確保

高齢化の進展により、介護サービスを利用される高齢者は増加しています。

全国的にも「団塊の世代」が 75 歳に達する令和 7 (2025) 年には、在宅サービスを今より充実することなどで、介護人材が 250 万人程度必要になると推計されています。（平成 30 年度介護人材推計値 195 万人）

本市においても介護人材の確保は、今後の高齢者の生活を支える上でも喫緊の課題であり、平成 27 年度に開校した京都北部唯一の介護福祉士養成校である舞鶴 YMCA 国際福祉専門学校で学び、本市の介護、福祉等の事業所への就職につながるよう、京都府や各関係機関等との連携を強化します。

また、日本人のみならず、外国人も介護人材の担い手と捉え、外国人が安心して本市で学び、本市で就労できるよう、様々な支援策を検討します。

【主な事業・取組】

学校、事業所等との連携

(2) 働きやすい環境整備による介護人材確保

介護福祉士が、市内事業所へより多く就職できるよう、修学資金貸与制度を活用し人材確保を図ります。

また、介護職員の身体的・精神的負担の軽減及び効率化を図るため、国や京都府等と連携し、介護ロボットや I C T 機器の活用を促進します。

【主な事業・取組】

介護福祉士育成修学資金貸与、働きやすい職場環境の整備促進

(3) 介護人材の資質向上

介護サービスに従事する多くの人材が、自己研鑽することにより介護サービスの質が更に向かし、また、キャリアアップにより待遇の改善や離職防止につながるよう資質向上のため研修の北部開催誘致や講習等受講に対する支援を行います。

【主な事業・取組】

介護人材研修等の仕組みづくり、介護福祉士資格取得講習等受講料助成金・介護職員初任者研修受講料助成金

7 介護事業所等における災害及び感染症対策

(1) 災害時に係る体制整備

近年、全国的に自然災害により大きな被害が増えています。また、台風の襲来だけでなく、激しい豪雨や高潮、地震による風水害や土砂崩れにより甚大な被害となる災害が発生しています。特に本市においては、平成16年の台風23号や平成25年の台風18号による浸水被害は記憶に新しいところです。

介護福祉施設等においては、常日頃から、防災に対する備えのため、消防等と連携し、避難訓練等を実施されておりますが、避難確保計画の作成や訓練の継続・研修の実施が重要です。

(2) 感染症対策に係る体制整備

日頃から介護福祉施設等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知・啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

このため、介護福祉施設等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する研修の充実が必要です。

また、感染症発生時も含めた京都府や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の構築や、介護事業所等における感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が必要であることから、これらの実現に向け関係機関と検討を進めていきます。

